

機器費等を含む建設工事に係る最低制限価格の算定の取扱いの変更についてのお知らせ

最低制限価格の算定に用いる割合について、平成26年5月7日以降に公表するものから、次のとおり最低制限価格の算定の取扱いを変更しましたので、お知らせします。

5月7日以降公表の機器費を含む工事の最低制限価格の算出については、要領をよくお読みいただいた上で、ホームページにて公表する発注表の計算式をご確認ください。

【変更点】

対象工事の最低制限価格は、次に掲げる経費に0.9を乗じて算出した価格を当該対象工事に係る経費の額として設定要領に定める算定方法に従い算定します。

機器費を含む工事における製作原価に係る直接製作費

機器費を含む工事（下水道積算基準による積算体系をとっている場合）における機器費

鋼橋製作を伴う工事における工場製作原価に係る直接工事費

【発注表記載例】

【建築設備工事のうち、電気工事及び機械器具設置工事の場合】

$(\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費} \times 8 / 10 + \text{一般管理費} \times 3 / 10) \times 1.08$
機器費を含む工事における製作原価に係る直接製作費、機器費を含む工事（下水道積算基準による積算体系をとっている場合）における機器費及び鋼橋製作を伴う工事における工場製作原価に係る直接工事費は、当該経費に0.9を乗じた価格を持って算定式により算定するものとする。

現場管理費に用いる割合について、上記の工種以外は以下のように設定されます。

電気工事及び機械器具設置工事以外の建築設備工事の場合：4 / 10

土木工事の場合：9 / 10

建築設備工事とは、最低制限価格設定要領第2条第6号に定義する工事です。